

## 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者や知的障がい・精神障がいがある方などで、判断能力が不十分な方を対象として、在宅での生活を支援するために、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理、利用料の支払いなどを行います。

### 【サービスを利用できる方】

- (1) 判断能力が不十分な方・・・認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など
- (2) 日常生活に不安がある方・・・福祉サービスの利用や金銭管理に不安がある方
- (3) 本事業の契約内容を理解できる能力を持っていること

#### 豆知識



- 認知症の診断を受けていない方、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳をお持ちでない方も利用できます。
- 病院に入院や社会福祉施設に入所している場合も利用できる。
- 本人の判断能力が低下していて直接契約できない場合は、成年後見人等との契約によりサービスを受けられる。

### 【サービスの内容】

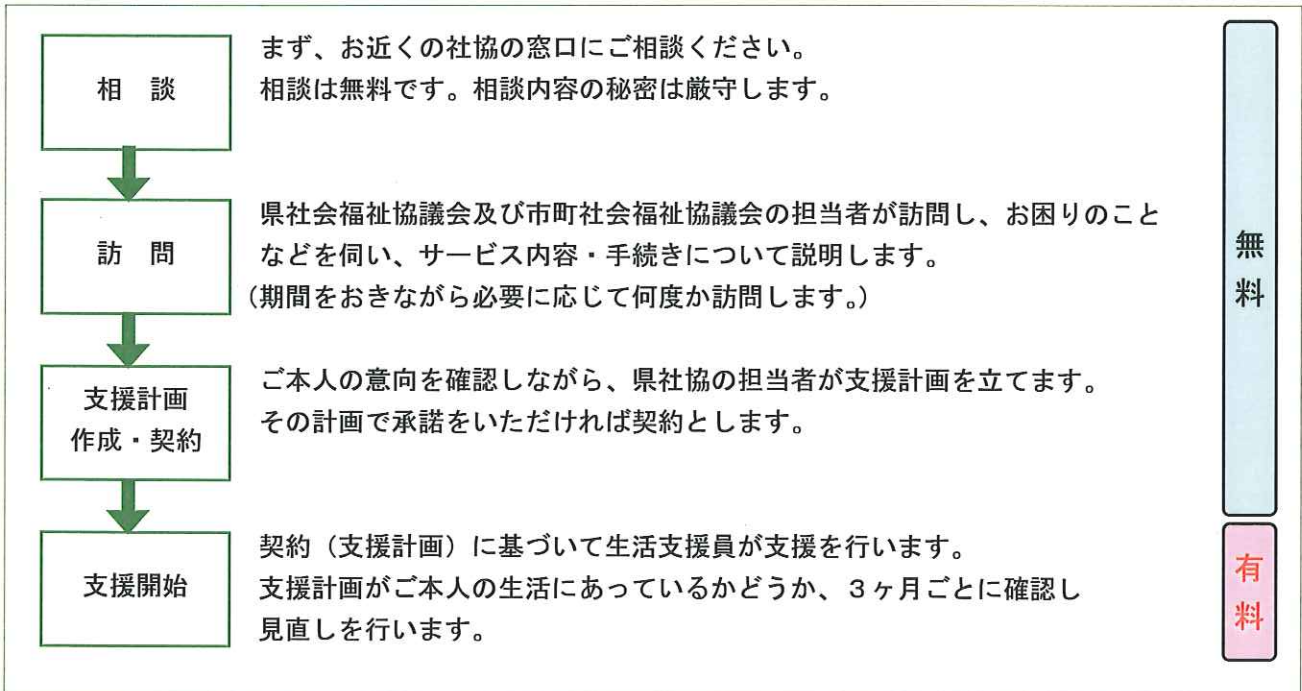
- (1) 福祉サービス利用のお手伝い
- (2) 日常的な預貯金の出し入れ・公共料金等の支払い
- (3) 大切な書類などの預かり（通帳や年金証書、印鑑など）

※ただし、書類などの預かりだけのサービスは行っていません。



おばあちゃん物忘れ？

### 【相談・申込みの手順】



### 【利用料金】

1時間未満	1,200円
1時間30分未満	1,800円
以降30分毎に	600円加算

※その他の費用

- ①生活支援員の交通費・・・利用者宅から金融機関へ行く場合の交通費（37円/Km）



②貸金庫の利用料や手続き費用（貸金庫の利用を希望される場合）・・・実費負担

【個人情報の保護】

ご相談の際は、ご本人の身体状態や家庭の状況などなるべく詳しくお聞かせください。  
お聞きした内容は、支援の必要性を判断する以外に使用することはありません。

【問い合わせ・相談窓口】

利用を希望される方は、お近くの社会福祉協議会窓口にご相談・お問い合わせください。

本所 福祉サービス課	32-6670
諸富支所	47-6261
大和支所	62-0461
富士支所	58-2311
三瀬支所	51-6001
川副支所	45-8111
東与賀支所	45-8022
久保田支所	68-4512